



平成27年5月8日

各位

上場会社名	扶桑薬品工業株式会社
代表者名	代表取締役社長 戸田 幹雄
(コード番号	4538)
問合せ先責任者	取締役総務本部長兼経理部長 高橋 貞雄
(TEL	06-6969-1131)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の第92回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日より施行され、定款の定めにより、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材を広く招聘できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第28条を新設するとともに監査役の責任限定契約に関する現行定款第35条の一部を変更するものであります。なお、定款第28条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

その他、上記変更に伴い、現行定款第28条以下の条数を繰り下げるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日

定款変更の効力発生日 平成27年6月24日

(別紙)

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (新 設)	第4章 取締役および取締役会
第28条 (条文省略)	<u>第28条</u> 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会	第29条 (現行どおり)
第29条～第34条 (条文省略)	第5章 監査役および監査役会
第35条 当社は、 <u>社外監査役との間に、当社</u>	第30条～第35条 (現行どおり)
に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。	<u>第36条</u> 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u>
第36条～第38条 (条文省略)	第37条～第39条 (現行どおり)

以 上